

資料

平成30年12月13日開催
第8回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町体験交流住宅条例の制定について ----- 1～ 2

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について ----- 3～ 5

議案第 3号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者
負担に関する条例の一部改正について ----- 6～ 9

議案第 4号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について ----- 10～11

議案第 5号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について ----- 12～14

美瑛町体験交流住宅条例の制定要旨

1 制定の要旨

本条例は、平成26年放映の松竹映画「愛を積むひと」のロケセット住宅（平成26年5月30日付けで松竹株式会社より町へ無償譲渡）を改修し、農泊の推進と、地域（住民、生産者、観光施設等）が一体となった滞在型・体験型ツーリズムを提供できる美瑛町体験交流住宅として活用するために、施設の管理運営について必要な事項を定めるもの。

2 施設の概要

(1) 所在

上川郡美瑛町字大村村山

(2) 建物構造等

- ・専用住宅（一般）
- ・木造亜鉛メッキ鋼板2階建
- ・面積 102.68㎡（1階：67.90㎡・2階：34.78㎡）

3 施設の管理・運営

町で管理、運営する。

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的について規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と位置場所について規定

第3条（使用時間及び休館日）

本施設の使用時間及び休館日について規定

第4条（使用許可）

本施設の使用の許可について規定

第5条（使用料）

本施設の使用料金について規定

第6条（使用料の減免）

本施設の使用料の減免について規定

第7条（使用料の返還）

本施設の使用料の返還について規定

第8条（使用許可の制限）

本施設の使用を許可しない行為について規定

第9条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し等について規定

第10条（目的外使用等の禁止）

本施設の目的外利用等の禁止について規定

第11条（原状回復）

使用者の原状回復義務について規定

第12条（取消し等による損害の責任）

第9条による使用許可の取消し等によって生じた損害について、町はその責任を負わない旨を規定

第13条（損害の賠償）

本施設における損害の賠償について規定

第14条（管理の代行等）

本施設における指定管理者の代行とその業務範囲等について規定

第15条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（準備行為）

指定管理者の指定に関する手続き、事前の使用手続き及びその他必要な準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができる旨を規定

5 施行期日

平成31年4月1日

美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

投票所及び期日前投票所の投票立会人の報酬について、これまで「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）」に準じ、投票所の開設時間中、途中で交代した場合でも1日分の報酬額を支給していた（当該法律には、1日当たりの報酬額のみが規定されているため）が、より適正かつ公平な報酬額とするため、実際の職務従事時間に応じて支給できるよう、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

投票所の開設時間中に途中で交代して立会人の職務に従事する場合は、次のとおり報酬額を算出する。

- ・「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額」÷「1日当たりの投票所（又は期日前投票所）の開設時間」

$$= \frac{1 \text{ 時間当たりの報酬額（円未満切り捨て）}}{\dots} \text{ ①}$$

- ・「①」×「実際に職務に従事する時間数（1時間未満の端数がある場合は、30分以上は0.5時間、30分未満は切り捨て）」

$$= \text{報酬額（円未満切り捨て）}$$

※途中で交代することなく立会人の職務に従事する場合は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に定める額をそのまま支給する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

平成30年12月13日
第8回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
職名		報酬	職名		報酬
教育委員会	委員	月額 36,000円	教育委員会	委員	月額 36,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 36,000円	選挙管理委員会	委員長	月額 36,000円
	委員	月額 26,000円		委員	月額 26,000円
農業委員会	会長	月額 75,000円	農業委員会	会長	月額 75,000円
	会長代理	月額 50,000円		会長代理	月額 50,000円
	委員	月額 45,000円		委員	月額 45,000円
監査委員	知識経験	月額 79,000円	監査委員	知識経験	月額 79,000円
	議会	月額 56,000円		議会	月額 56,000円
固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員		職務に従事する時間が4時間を超える場合 日額 7,000円 職務に従事する時間が4時間以下の場合 日額 4,500円	固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員		職務に従事する時間が4時間を超える場合 日額 7,000円 職務に従事する時間が4時間以下の場合 日額 4,500円

○美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

平成30年12月13日
第8回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額
投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・開票管理者		投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・開票管理者	
投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額。ただし、投票立会人が投票所又は期日前投票所の開設時間中に交代して職務に従事する場合は、その職務に従事する時間数に応じて按分して算出した額		
開票立会人・選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額	投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人・開票立会人・選挙立会人	
嘱託医・その他非常勤の特別職	町長が定める額	嘱託医・その他非常勤の特別職	町長が定める額
備考			
<p>1 投票立会人が投票所又は期日前投票所の開設時間中に交代して職務に従事する場合の報酬の按分は、1時間当たりの単価を算出（円未満切捨て）し、その額に職務に従事する時間数を乗じて算出するものとする。なお、算出の結果生じた円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>2 1のうち、職務に従事する時間数に1時間未満の端数があるときは、30分以上は0.5時間とし、30分未満は切り捨てる。</p>			

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令において、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例と、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置が講じられたことから、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻をしていない未婚のひとり親について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすこととする。

(2) 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置について

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、当該利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

新	旧
<p>別表第1（第3条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、<u>地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p> <p>4 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p>	<p>別表第1（第3条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例 新旧対照表

平成30年12月13日
第8回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>7</u> 【略】</p> <p><u>8</u> 【略】</p> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <p><u>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p><u>3 支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p><u>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p>	<p><u>5</u> 【略】</p> <p><u>6</u> 【略】</p> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例 新旧対照表

平成30年12月13日
第8回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<u>4</u> 【略】	<u>2</u> 【略】
<u>5</u> 【略】	<u>3</u> 【略】
<u>6</u> 【略】	<u>4</u> 【略】
<u>7</u> 【略】	<u>5</u> 【略】
<u>8</u> 【略】	<u>6</u> 【略】
<u>9</u> 【略】	<u>7</u> 【略】

美瑛町へき地保育所条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令において、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例と都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置が講じられたことから、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻をしていない未婚のひとり親について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすこととする。

(2) 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置について

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして当該利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

新	旧
<p>別表（第6条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 <u>支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>4 <u>支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、</u> <u>地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>7 【略】</p>	<p>別表（第6条関係） 【略】</p> <p>備考</p> <p>1～2 【略】</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 【略】</p> <p>4 【略】</p> <p>5 【略】</p>

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町定住促進住宅条例は、美瑛町へ移住を求める者に対し、本町が持つ自然環境や農村景観などの恵まれた地域資源の中、町内に定住先が決まるまでの仮の住まいを提供することを目的として平成25年に制定した。

条例の施行後、旧消防住宅や旧教員住宅、入居者が不在となった空き家などを活用し定住促進住宅として整備を進め、現在、市街地に6戸、郊外に5戸の計11戸の定住促進住宅を確保しており、それら全てが本町へ移住を希望する者に利用されている状況にある。

移住希望者に対する定住促進住宅の賃貸は、本町へ定住する際の第一歩となるため大いに喜ばれているところであるが、町有財産の有効活用と町の活性化に向けた取り組みの一つとして、今後も移住定住対策事業が積極的に進められるよう、新たに旧教員住宅3棟と、昨年購入した農家住宅を定住促進住宅として追加するもの。

2 改正の概要

- (1) 名称及び位置を追加（別表第1（第2条関係））。
- (2) 家賃の規定を追加（別表第2（第8条関係））。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
本町住宅1号室	美瑛町本町3丁目4番2号	本町住宅1号室	美瑛町本町3丁目4番2号
本町住宅2号室	美瑛町本町3丁目4番17号	本町住宅2号室	美瑛町本町3丁目4番17号
栄町住宅1号室	美瑛町栄町2丁目1番23号	栄町住宅1号室	美瑛町栄町2丁目1番23号
東町住宅1号室	美瑛町東町4丁目3番16号	東町住宅1号室	美瑛町東町4丁目3番16号
東町住宅2号室	美瑛町東町4丁目11番14号	東町住宅2号室	美瑛町東町4丁目11番14号
東町住宅3号室	美瑛町東町4丁目7番6号	寿町住宅1号室	美瑛町寿町3丁目1番25号
東町住宅4号室	美瑛町東町4丁目9番8号	美馬牛住宅1号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番66号
東町住宅5号室	美瑛町東町4丁目11番13号	美馬牛住宅2号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番62号
寿町住宅1号室	美瑛町寿町3丁目1番25号	美沢住宅1号室	美瑛町字美沢中央
美馬牛住宅1号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番66号	下宇莫別住宅1号室	美瑛町字下宇莫別朝日
美馬牛住宅2号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番62号	下宇莫別住宅2号室	美瑛町字下宇莫別朝日
美沢住宅1号室	美瑛町字美沢中央		
下宇莫別住宅1号室	美瑛町字下宇莫別朝日		
下宇莫別住宅2号室	美瑛町字下宇莫別朝日		
下宇莫別住宅3号室	美瑛町字下宇莫別朝日		

新		旧	
別表第2 (第8条関係)		別表第2 (第8条関係)	
名称	家賃 (月額)	名称	家賃 (月額)
本町住宅1号室	30,000円	本町住宅1号室	30,000円
本町住宅2号室	30,000円	本町住宅2号室	30,000円
栄町住宅1号室	40,000円	栄町住宅1号室	40,000円
東町住宅1号室	25,000円	東町住宅1号室	25,000円
東町住宅2号室	25,000円	東町住宅2号室	25,000円
東町住宅3号室	25,000円	寿町住宅1号室	40,000円
東町住宅4号室	25,000円	美馬牛住宅1号室	20,000円
東町住宅5号室	25,000円	美馬牛住宅2号室	20,000円
寿町住宅1号室	40,000円	美沢住宅1号室	20,000円
美馬牛住宅1号室	20,000円	下宇莫別住宅1号室	30,000円
美馬牛住宅2号室	20,000円	下宇莫別住宅2号室	20,000円
美沢住宅1号室	20,000円		
下宇莫別住宅1号室	30,000円		
下宇莫別住宅2号室	20,000円		
下宇莫別住宅3号室	35,000円		